

厚生年金の適用事業所、更に拡大へ...?

いつもお世話になっております。

現状、厚生年金の適用事業所は下記の通り全ての法人と個人で5人以上の従業員を雇う製造や土木など16業種で加入の義務となっています。

厚生年金の加入義務は業種や従業員数で異なります

	法人 従業員 1人以上	個人事業所 従業員 5人以上		5人未満
製造や土木など16業種	加入義務(有)	加入義務(有)	加入は任意	
飲食サービスなど	加入義務(有)	加入は任意		加入は任意

また、今年の10月から個人事業所の従業員5人以上で、弁護士や弁理士などで、いわゆる **士業** を追加することか決まっています。

その中で、今年の夏以降の議論では、厚生年金加入を義務付ける個人事業所を広げる方向で検討に入ることです。具体的には、飲食サービスと旅館のほか、理美容、農林水産業などの業種が追加候補になっています。2025年の通常国会に対象業種の拡大を盛り込んだ「厚生年金保険法などの改正法」を目指すとのこと。

厚生年金に入れば老後の年金支給額が増えるため、対象外の業種の待遇を改善し、少子高齢化で深刻になる働き手不足の緩和を図るそうです。

現状では5人未満の個人事業主は全業種で加入義務がないのですが、このような小規模な事業所へのルールの見直しも課題としてはあがっているようです。今回は見送られているようです。

いかがでしょうか。フルタイムで勤務している、個人事業所で働く、該当業種勤務の従業員の方にとっては朗報でしょうか。個人的には、該当の個人事業主さんにとっては支出増になることが気になるところです。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。